

介護予防ボランティアポイント



1 ポイント事業について

この事業は高齢者の社会参加及び生きがいづくりを支援し、介護予防の推進を図るとともに、高齢者相互及び地域における支え合い体制を構築することを目的として、下記のボランティア活動に応じて、合志市介護予防ボランティアポイント（うえるこポイント）を付与するものです。

2 対象者（ボランティア）

合志市に住所を有し、合志市ボランティアセンター（市社会福祉協議会）に登録をした**65歳以上の人**【①～④の人は除きます】

- ① 感染症の持病又は感染のおそれのある病気治療中の人
- ② 疾病又は負傷のため入院治療が必要な人
- ③ 介護保険法第19条に規定する要介護又は要支援の認定を受けた人
- ④ その他不相当と認めた人

3 付与するポイントについて

活動概ね30分以上につき、**1日1回50ポイント**を付与

1日において、2箇所以上で活動した場合でも1日50ポイントまでです。

1カ月においては250ポイントまでとし、年間3,000ポイントを上限とします。

ポイントは合志市地域ポイント（うえるこポイント）として付与します。※1ポイント=1円

※合志市健幸応援アプリ「うえるこ」をスマートフォンにダウンロードする必要があります。

4 ボランティア活動内容

合志市ボランティアセンターに登録している、ボランティア自身の生きがいづくり及び社会参加の推進となる活動とします。

ただし、市より団体や個人に対して謝金等の支払いがある活動は除きます。



【対象活動例】

- ・介護予防教室等のお手伝い
- ・高齢者施設やデイサービス等へのボランティア活動
- ・老人クラブとして行うボランティア活動
- ・サロンのお世話役としての活動
- ・児童の登下校の見守り活動
- ・保育園等への読み聞かせ
- ・地域の美化活動 など

※ボランティア自身の家族を対象とする活動は除く。



申請からポイント利用まで

1 申請をする

合志市介護予防ボランティアポイント事業活動登録申請書を記入し、合志市ボランティアセンター（市社会福祉協議会）へ提出します。合志市ボランティアポイントカードを受け取り、氏名の記入をします。

※ボランティアセンターに未登録の人は、登録をお願いします。



2 合志市健幸応援アプリ「うえるこ」をダウンロードする

合志市介護予防ボランティアポイントとして、うえるこポイントを付与しますので、ダウンロードをお願いします。



アプリのダウンロードはこちら



3 活動をする

登録申請書に記入をした、活動をする。
※ボランティア活動内容を参照



4 ポイントカードに記録する

活動が終了したら、カードに記録します。
※1回の活動は30分以上です。



5 ポイントをもらう

活動を行った翌月の10日までに、市社会福祉協議会または合志市役所（地域包括支援センター）に、ポイントカードを提出します。

1回の活動につき、うえるこポイント50ポイントを「うえるこ」に付与します。

1カ月250ポイントが上限です。

※スマートフォンを必ず持参してください。

6 ポイントを使う

加盟店でのお買い物時に、うえるこポイント（1ポイント=1円）を利用できます。

※うえるこポイントの有効期限は最終利用日から180日です。



【加盟店】
クラッシーノ・マルシェ
フードラボキッチン
令和6年6月時点

★注意事項

- ・毎月ポイントカードを提出してください。
- ・活動の虚偽等があった場合は、ポイント分の金額の返還を求めます。



【問い合わせ先】

ポイント事業については

合志市地域包括支援センター ☎ 096-248-1126

合志市社会福祉協議会 ☎ 096-242-7007

うえるこポイントについては

ウエルネスシティこうし事務局 ☎ 096-288-5219

